

害毒！？

～Linusの発言より

長年の疑問が解けたかも…

2017年4月15日(土)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

GPLは契約ではない、ですよ。

- GPLv3以前の2001年にモグレン先生は言っていた
 - Licenses are not contracts:
ライセンスsは契約ではない と。
- 2006年、R.M.ストールマン氏も言った
 - ほとんどのフリーソフトウェアライセンスは著作権法に基づいている。それには二つの正当な理由がある。
 - 著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。
 - 複製を渡す際にいちいちサインなんてうんざりする。

でも、「GPLは契約」とか言う人が多いが、

- その表現が微妙なのは、なぜなのか？

- O弁護士

- GPLは使用許諾契約であると考えざるを得ないであろう

- H教授

- GPL全体を著作権ライセンス契約の一類型として整理することが可能となる

最初、「**遵法意識をあおるため?**」と推測したが

「GPLはEnforcementか」という命題への呪縛の様様。

その命題とは「GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合
裁判所が『GPLの方法により、ソースコードを公開せよ』と
命じることができるか」ということらしい。

どこから、そんな命題が出てきたのか？

R.M.ストールマン氏は、その必要が無いから
契約法に基づかせない、と二つの理由を挙げていた。

では、Linux開発者？ BusyBox開発者？

昨年9月 ZDNet Japanの記事

トーバレス氏がLinuxと
GPLについて真に思うこと

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/>

に、よると

開発者は、こういうことを言われてきたらしい

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/3/>

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が
意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って

『われわれがGPLに従わないといけないと

思っているのか？

オーケー、では訴えてみたらいい。

そうでなければ従うものか』と

この事態を、こう考えた人たちがいた

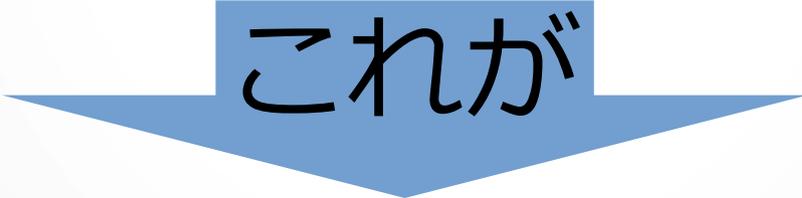
われわれには2つの選択肢がある。

GPLを捨て去るか、

裁判所命令を勝ち取って**強制**するか

のいずれかだ

これが



GPL Enforcementの命題のきっかけの様

それで、GPLで訴訟を起こす事例が出てきて

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/3/>

SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。

「それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。」

ToyBox

Linus Torvalds

Please **stop**.

And **don't use Linux** as a tool in your "community work".

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003749.html>

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects.

プロジェクトを破壊した人々は、
それらのプロジェクトを「救済しよう」と
主張した弁護士であった。

Linux開発
プロジェクトでの認識

だから、SFCが、
独VMware訴訟をLinuxConのテーマを挙げた代わりに

弁護士たち：オープン性にとっての害毒、

そしてコミュニティにとっての害毒、

プロジェクトにとっての害毒

というテーマをLinusは提案。

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html>

Lawyers: poisonous to openness, poisonous to community, poisonous to projects

日本のある弁護士の反応・・・

「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」とか
「弁護士は**害悪**でしかない」という意見は
Linuxコミュニティを引っ張っている人たちからは
幾度となく聞かされた。

なんでこのようなすれ違いが生じてしまったのだろう。

プロジェクトを救済するつもりで、
プロジェクトを破壊していたとの自覚が無い模様。

だから、日本でも救済に貢献しているつもりで

- その表現が微妙なのか(--;

- O弁護士

- GPLは使用許諾契約であると考えざるを得ないであろう

- H教授

- GPL全体を著作権ライセンス契約の一類型として整理することが可能となる

著作権法の専門家なら

『われわれがGPLに従わないといけな
いと思っているのか?』と言われたなら

「従わなければならないのは、

GPLではなく、著作権法」

「GPLの許諾なくば、

再頒布は著作権侵害であり著作権法違反」

と、なぜ、助言してあげないの
だろう?

GPLv2 第5条 にも紹介されているのに・・・

5. あなたはこの許諾書を受諾する必要は無い。

というのは、あなたはこれに署名していないからである。しかし、

この許諾書以外にあなたに対して

『プログラム』やその派生物を改変または

頒布する許可を与えるものは存在しない。

これらの行為は、あなたがこの許諾書を

受け入れない限り法によって禁じられている。

だから「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」としか思えない

OSSライセンス姉崎相談所

<http://www.osslicense.jp/>

で資料公開します。

今回のような話の他、

こんなマンガ⇒

で著作権やOSSライセンスの理解の助けになる情報をご提供しています。



おわり

OSSライセンス 姉崎相談所

The OSS license Office
of ANEZAKI



河津桜
と
ウグイス色の
メジロ

ツイート

2016年11月6日(日)

[OSC2016 Tokyo/Fallで講演します - OSSライセンスとは - 著作権を権原とした解釈 CRIC受賞論文の概要をご紹介します。](#)

2016年9月11日

[ユーレイミカのOSSライセンスお勉強の旅 - 第1回 ユーレイのミカでちよ 公開](#)

2016年8月26日

[OSSライセンスとは - 著作権を権原とした解釈 - 「第9回著作権・著作隣接権論文」佳作入選論文の改訂版](#)

2014年12月18日

[「OSSライセンス=契約」という誤解を解く - @IT:OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか?](#)

PROFILE

姉崎 章博 ,Akihiro ANEZAKI

Twitter
東京都

お問い合わせはメールでお願いします。

[e_ane \(at\) kna.biglobe.ne.jp](mailto:e_ane@kna.biglobe.ne.jp)

公益社団法人著作権情報センター(CRIC) 第9回著作権・著作隣接権論文募集で佳作入選した「OSSライセンスとは - 著作権法を権原とした解釈」論文(改訂版)を公開するために、2016年8月に立ち上げた姉崎個人のサイト。

∴@ITの連載と同じく、個人で執筆したものだから。

そもそも、「ライセンス」とは何か？

ラテン語で許可もしくはは同意といった意味を表す

“licentia”という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、なんら

財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、

ライセンスが行わなければ違法になる行為を

合法にすることであるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 梶山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編),
ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

ライセンスは、一方的な許諾であり、

(契約などの)債務などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

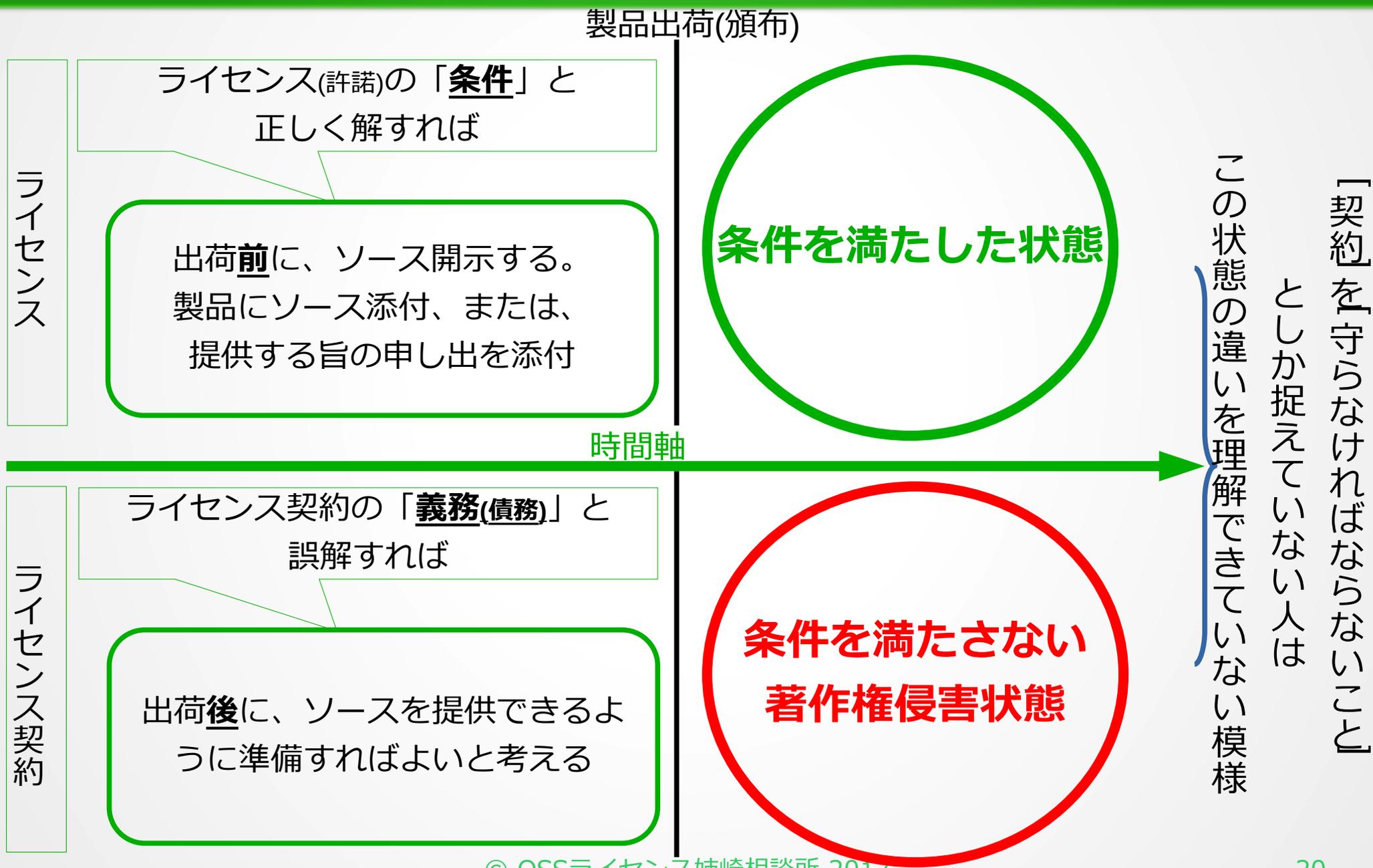
Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

“licentia”のラテン語は、なんと、ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)のこと

「ライセンス」を「ライセンス契約」と勘違いすると



GPLを契約と解していると不誠実な対応をしかねない

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、
バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、
現在ではソースコードが入手できません。

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか
お教え願います。

お金は？ 支払わないで持ち出すと
万引きだよ、と指摘しても

➡ **「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害 = GPLv2違反)」という指摘を受けても**

社内対応を急いでおり

順次 アップデート版GPLソースを公開させて頂きますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。

ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いたします。

工面を急いでおり、
しばらくお待ちください。
(払えば文句無いんでしょ)
と開き直ったかのような対応

➡ **「義務(約束)は粛々と遵守させていただきます」という、
既に著作権侵害を犯しているという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。**